

鈴鹿市教育委員会告示第 4 号

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示
鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示（令和 6 年鈴鹿市教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						
別表（第 2 条関係）						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	私学振興費補助	学校教育の振興と充実を図るため	私立高等学校及び中等教育学校を運営する学校法人、 <u>学校法人三重朝鮮学園及び学校法人倉橋学園伯人学校イーエス鈴鹿</u>	教育に係る教材教具の購入、施設の整備等教育環境の向上に資する事業に要する経費	別に定める額	教育総務課

<u>2</u>	略	略	略	略	略	略
～						
<u>5</u>						

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

改 正 前

別表（第２条関係）

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	<u>私立高等学校私学振興費補助</u>	学校教育の振興と充実を図るため	私立高等学校及び中等教育学校を運営する学校法人	教育に係る教材 教具の購入、施設の整備等 <u>生徒の教育環境の向上に資する事業に要する経費</u>	別に定める額	教育総務課
2	<u>三重朝鮮学園補助</u>	<u>幼児教育又は学校教育の振興と充実を図るため</u>	<u>学校法人三重朝鮮学園</u>	教育に係る教材 教具の購入、施設の整備等 <u>教育環境の整備に要する経費</u>	別に定める額	教育総務課
3	<u>伯人学校イーエー</u>	<u>幼児教育又は学校教育の振興と充実を図るため</u>	<u>学校法人倉橋学園伯人学校イーエーエス鈴鹿</u>	教育に係る教材 教具の購入、施設の整備等	別に定める額	教育総務課

	<u>エス補助</u>	<u>興と充実を図</u> <u>るため</u>		<u>設の整備等教育</u> <u>環境の整備に要</u> <u>する経費</u>		
<u>4</u> ～ <u>7</u>	略	略	略	略	略	略